

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 46 号
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 12 月 20 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

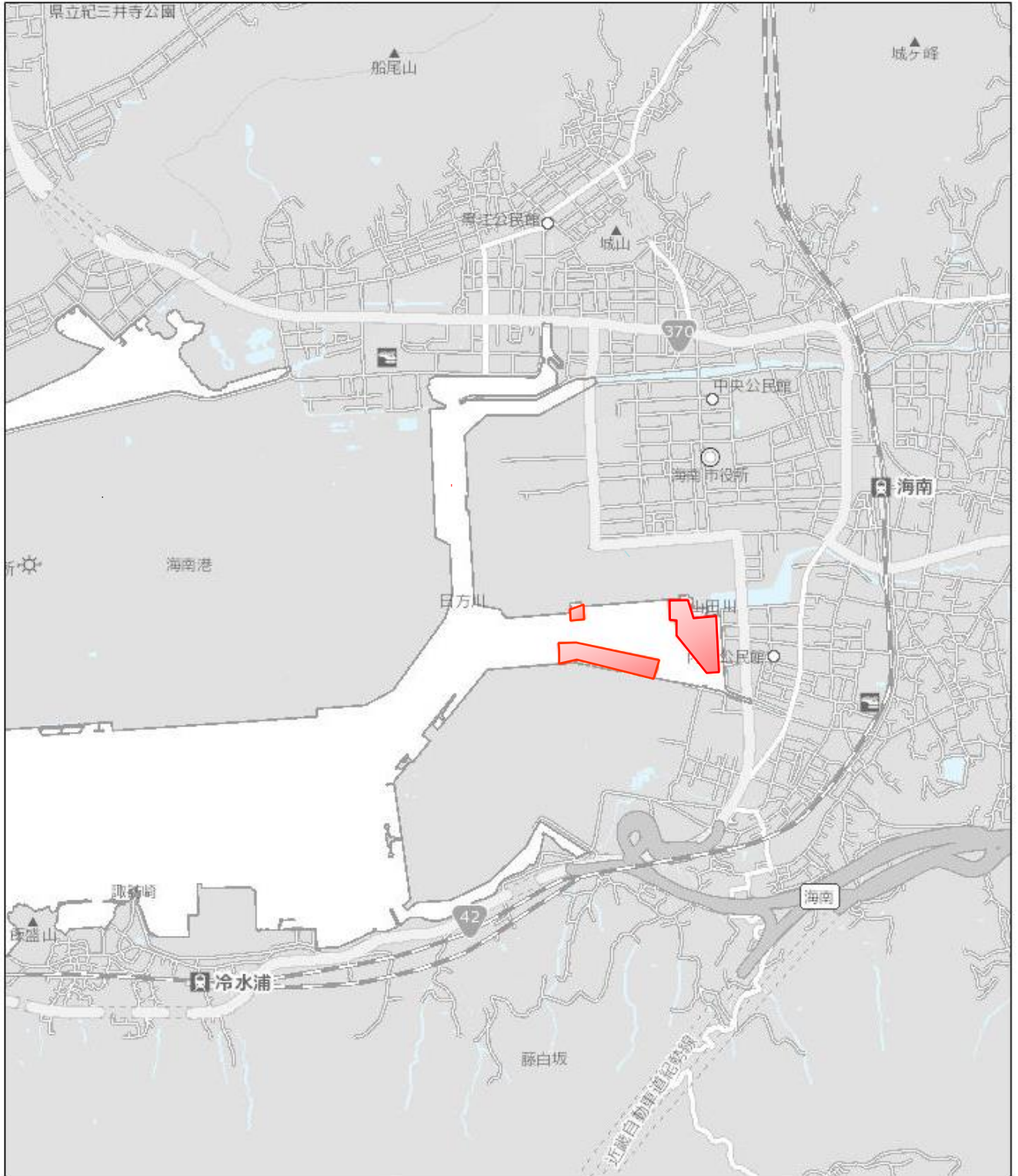
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所
住 所 和歌山県和歌山市湊葉種畑の坪 1334
 - (2) 名 称 第五管区海上保安本部
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 和歌山下津港海南区第 1 区
(付図のとおり)
 - (2) 期 間 令和 7 年 1 月 20 日から
令和 7 年 2 月 21 日までのうち 7 日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等

- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

付図



0.4km
0.2nm

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)